



【発信日】令和2年5月25日

【問合わせ先】

大野市役所（1階 7番窓口）

産経建設部商工観光振興課 安達・宮下

電話 0779-66-1111 内線 1805

大野市独自に 雇用調整助成金申請にかかる費用を支援

雇用調整助成金申請等手数料補助金申請受付の開始について

市では、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者を対象に支援を行うみだしの補助金の申請受付を開始しました。

大野市民に広く情報を届けたく、周知にご協力をお願いします。

記

- 目的** 国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きにかかる経費を補助することにより、市内事業者の事業継続を支援する。

※雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金とは・・・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。なお、緊急雇用安定助成金は、雇用保険の被保険者でない一部の労働者を対象とする。
- 対象者** 市内に本社があり、市税等の滞納がない中小企業等で、雇用調整助成金等の申請に必要な書類の作成などを市内外の社会保険労務士に委託し、その費用を支払ったもの ※ただし、農業事業者は、認定農業者に限る
- 対象経費** 社会保険労務士への申請の委託料または申請に必要な資料の作成料。（令和2年4月1日以後に申請を行う、最初の雇用調整助成金等の支給にかかるものに限る。） ※消費税及び地方消費税額は除く
- 補助額** 委託料または作成料の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨）
※1事業者1回限り、5万円が上限
- 申請方法** 雇用調整助成金等の申請が終わった後、補助金交付申請書兼請求書に必要な書類を添付のうえ、商工観光振興課へ簡易書留等により提出
補助金交付申請書類は商工観光振興課窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロード可
- 提出・問合先** 商工観光振興課（市役所本庁1階 7番窓口カウンター）
住所 〒912-8666 大野市天神町1-1
電話 0779-64-4816（直通）
- 申請締切** 令和2年11月30日（月）